

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例【骨子案】

安八町役場 企画調整課

1 条例制定の目的

この条例は、工場立地法の規定による工場敷地内の環境施設面積（緑地を含む）の割合を緩和することで、企業誘致の活性化や、既存企業の増改築、設備更新等を促進し、企業の町外転出等を防止することで雇用の創出・維持を図り、「安八町第五次総合計画」の基本目標である「活気と賑わいのあふれるまちづくり」を推進することを目的とします。

2 条例制定の背景

町内の既存企業には、拡張に必要なまとまった土地の確保が難しい状況のなか、敷地内において環境施設面積を確保しつつ老朽施設の建替えや増設を行うことが困難な工場があります。

また、企業誘致をめぐる他の自治体と競争していく中で、近隣市町でも条例による規制緩和が行われており、本町が不利にならないような規制を考えていく必要があります。

こうした中、平成30年3月に供用開始した安八スマートインターチェンジを活かした、企業立地による産業の活性化のために、規制緩和を検討します。

3 工場立地法とは

工場立地法では、一定規模以上の工場において、敷地面積に対する環境施設面積の割合等の基準（以下「法準則」という。）が規定されています。

平成29年度の権限移譲で、法準則に代えて、国が定めた範囲内で独自の割合（町準則）を条例で定めることにより、地域の実情に合わせた企業支援を行うことができるようになりました。



工場立地法の概要

【対象企業】

業種	製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業
規模	敷地面積 9,000 m ² 以上 又は建築面積 3,000 m ² 以上

【法準則の内容】

環境施設の割合が敷地の25%以上必要

環境施設 = 緑地 + 緑地以外の環境施設

※緑地は20%以上必要（全て緑地でも可）

<緑地以外の環境施設>

例：噴水、運動場、太陽光発電等

町内の工場立地法届出数 9企業

4 工場立地法の規定

町準則は、国の規定により下記の区域ごとに面積率を定めることができます。

区域の区分	環境施設面積率	うち緑地面積率	重複緑地参入率※
（現行）法準則 全区域一律	25%以上	20%以上	25%以下
↓	↓	↓	↓
町準則で定められる範囲			50%以下
住居・商業系地域	25%超 35%以下	20%超 30%以下	
準工業地域	15%以上 30%以下	10%以上 25%以下	
工業・工専地域	10%以上 25%未満	5%以上 20%未満	
用途指定外地域	10%以上 30%以下	5%以上 25%以下	

※建築物の屋上緑化や駐車場緑化等、他の用途に使われる施設に設けられた緑地を重複緑地といい、緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合を重複緑地参入率といいます。これを超えた部分の重複緑地は緑地面積として認められません。

5 条例案の概要

町準則では、以下のとおり規制緩和を行うこととします。【緩和基準の下限値を採用】

区域の区分【用途地域】	環境施設面積率	うち緑地面積率	重複緑地参入率
住居・商業系地域	法準則どおり 25%以上	法準則どおり 20%以上	50%以上
準工業地域	15%以上	10%以上	
工業・工専地域	10%以上	5%以上	
市街化調整区域	10%以上	5%以上	

○ただし、法準則で定められた面積率を下回って環境施設を設置する場合は、工場周辺地域の住宅等の立地状況を勘案して、その地域の生活環境保持に最も寄与するように環境施設を配置するよう指導します。

○既に立地している工場においては、施設の増改築や建替えのためやむを得ない場合に、緩和した面積率の適用を認めるものとし、単に環境施設を減らすのみの変更は認めないこととします。

<参考> 県内市町 規制緩和の状況

◆工場立地法に基づくもの

市町名	規制内容
岐阜市	緩和基準の下限値
関市	同上
美濃市	同上
下呂市	同上
神戸町	同上

◆地域未来投資促進法に基づくもの

市町名	規制内容
可児市	区域に応じて 環境施設 1%~15%
海津市	
大垣市	
垂井町	
揖斐川町	
坂祝町	

※地域未来投資促進法では、重点区域を指定することで、工場立地法よりも緩和は可能であるが、時限立法である。

